

飲食店等の皆様へ

営業時間短縮に ご協力ください

緊急事態宣言に伴い、飲食店等に対し営業時間の短縮の要請※を行っていますのでご協力をお願いします。

※午前5時～午後8時まで（酒類の提供は午前11時～午後7時まで）

なお、ご協力いただいた事業者の方に対しては、以下のとおり、協力金（京都府緊急事態措置協力金）の支給を予定しています。

1 対象施設（営業時間が午前5時～午後8時までの店舗は対象外）

- ①飲食店（レストラン、居酒屋、喫茶店等）※宅配・テイクアウトを除く
- ②遊興施設（バー、スナック、カラオケボックス等）で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗

（注）このチラシは、対象施設でない店舗にも配布されている場合があります。

2 時短要請期間

令和3年1月14日（木）から2月7日（日）まで

※準備の都合等特別な事情がある場合でも、1月18日（月）から開始すること。

3 時短要請内容

営業時間を午前5時～午後8時までに短縮すること。
（酒類の提供は午前11時～午後7時までとすること。）

4 協力金の支給について

1店舗1日あたり6万円（定休日を除き要請に応じた日数に応じて支給）

（注）1月18日（月）から2月7日（日）までの間に、1日でも時短営業をしなかった場合には、協力金は一切支給されません。

＜支給要件＞

- ・緊急事態宣言発令日（1/13）以前から営業していること。
- ・上記2の時短要請期間中、定休日を除く全ての営業日において、上記3の時短営業を行うこと。
- ・ガイドライン推進宣言事業所ステッカーを掲示しているか、又は業種別ガイドライン等を遵守していること。

5 協力金の申請について

2月8日（月）以降、受付開始予定

くわしくは京都府ホームページをご覧ください。

【問合せ】協力金コールセンター（平日9:30～17:30） 075-365-7780

京都府新型コロナウイルス対策等コールセンター（平日9:00～17:00） 075-414-5907

京 都 府